

事業承継支援の ご案内



事業承継は、現経営者から後継者へ事業のバトンタッチを行う事であり、大きく「ヒトの承継」、「資産の承継」、「目に見えにくい経営資源(知的資産)の承継」の3つの承継に分けられます。

ヒトの承継

- ◆ 後継者

資産の承継

- ◆ 自社株式
- ◆ 事業用資産
(設備・不動産等)
- ◆ 資金(運転資金)

目に見えにくい経営資源(知的資産*)の承継

- ◆ 経営理念
- ◆ 社長の持つ信用
- ◆ 営業秘密
- ◆ 特許・ノウハウ
- ◆ 熟練工の持つ匠の技
- ◆ 得意先担当者の人脈
- ◆ 顧客情報
- ◆ 許可・認可・認証

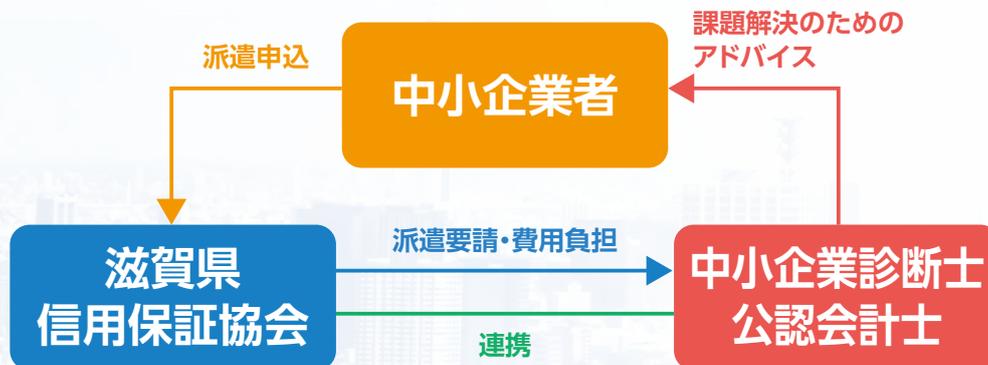
*知的資産とは・・・ 企業における競争力の源力である、人材、技術、技能、知的財産(特許・ブランド等)、組織力、経営理念、顧客とのネットワーク等、貸借対照表には現れてこない目に見えにくい経営資源の総称。

◇外部専門家派遣…事業承継の課題への助言

(派遣は無料)

当協会をご利用いただいているお客様に、外部専門家(中小企業診断士・公認会計士)を派遣し、事業承継に係る経営診断を行います。

また、希望があれば、事業承継計画の策定支援も行います。当事業に係る費用は全て当協会が負担します。



◆対象となる方 ※派遣の可否は当協会が決定いたします。
当協会の利用があり、成長発展や経営改善への意欲がある方

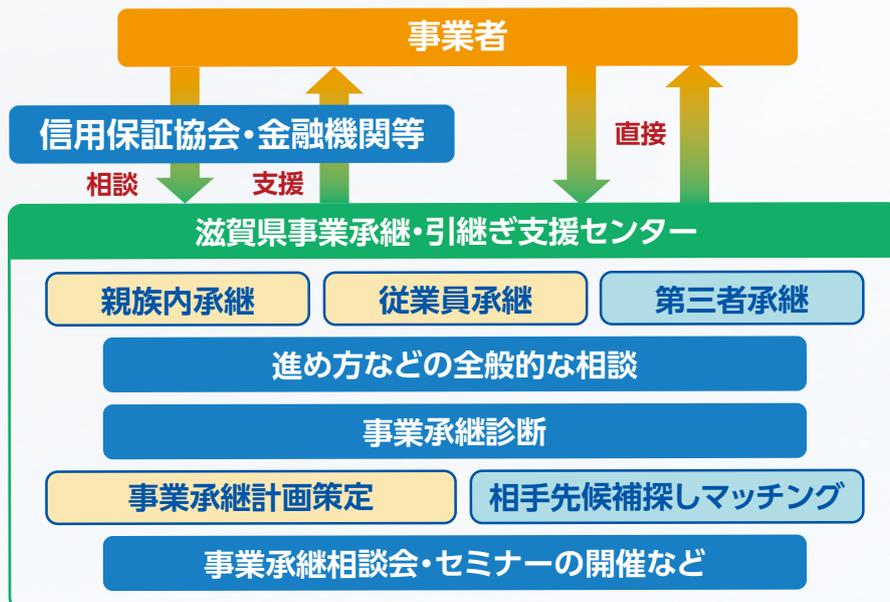
◆派遣回数
最大5回(最終報告会含む)

◆派遣する専門家
中小企業診断士
公認会計士

◆派遣費用
無料(当協会負担)

◇関係機関との連携支援…専門的な事業承継相談

滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター



✓ 国の事業 ✓ 相談無料 ✓ 秘密厳守

お問合せ先

滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター TEL:077-511-1505

—事業承継時に経営者保証でお困りの方に—

	事業承継特別保証	経営承継借換関連保証
保証対象	次の(1)または(2)に該当し、かつ(3)に該当する中小企業者 (1)保証申込受付日から3年以内に代表者交代等の事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの	認定申請日から3年以内に代表者交代等の事業承継を予定する都道府県知事の認定取得者で、中小企業者の金融機関からの借入による債務を保証していることにより、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められ、かつ(3)に該当する中小企業者 (上場会社を除く)
	(3)次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率*が15倍以内であること *EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債 - 現預金) ÷ (営業利益 + 減価償却費) ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと	
融資限度額	【一般枠】2億8,000万円	【一般とは別枠】2億8,000万円 ^{注1}
対象資金	保証対象(1)の場合 ・事業資金(真水資金) ・個人保証付き融資の借換資金 ^{注2} 保証対象(2)の場合 事業承継前に借り入れた個人保証付き融資の借換資金 ^{注2}	現代表者の個人保証付き融資の借換資金 ^{注2}
保証割合	責任共有制度対象	責任共有制度対象 (※特別小口を除く)
保証料率	0.45%~1.90% 専門家*による確認を受けた場合 →0.20%~1.15%	0.45%~1.90% (特別小口の場合は0.95%) 専門家*による確認を受けた場合 →0.20%~1.15% (特別小口の場合は軽減対象外)
融資期間	分割返済の場合 10年以内(据置期間 1年以内) 一括返済の場合 1年以内	
保証人	不要	
融資利率	金融機関所定利率	
申込方法	金融機関経由(与信取引のある金融機関に限る)	
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 事業承継計画書 財務要件等確認書 借換債務等確認書 他行借換依頼書兼確認書 ガバナンス体制の整備に関するチェックシート 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事の認定書および申請の提出書類の写し(申請の写し含む) 財務要件等確認書 借換債務等確認書 他行借換依頼書兼確認書 ガバナンス体制の整備に関するチェックシート

注1…事業承継特別保証制度と併用することで最大5億6,000万円までご利用が可能です。

注2…プロパー借入の借換えも可能です。

*専門家とは… 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターをいいます。

◆ 事業承継に係る保証

(詳細は滋賀県信用保証協会公式HPをご参照ください。)

	事業承継 特別保証	経営承継 借換関連保証	事業承継 サポート保証	経営承継 関連保証	特定経営承継 関連保証	経営承継準備 関連保証	特定経営承継 準備関連保証
対象者	事業会社	事業会社	新設した 持株会社	事業会社 または個人の 中小企業者	代表者個人	会社 または個人の 中小企業者	事業を営んで いない個人
認定を 受ける方	-	同上	-	同上	事業会社	同上	同上
保証人	徴求しない	徴求しない	法人代表者* ¹	法人代表者* ¹	認定 中小企業者	代表者 または他の 中小企業者* ²	他の 中小企業者
借換資金	○	○	-	-	-	-	-

*¹…必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。

*²…「財務要件等確認書」を提出した場合は、保証人は徴求しない。

相談窓口のご案内

事業承継に関するお悩みをお持ちの中小企業者の皆さまに向け、事業承継相談窓口を設置しています。
お気軽にご相談ください。(担当:保証部 保証第1課、保証第2課) (平日:月~金 9:00~17:00)

当協会では、滋賀県内の中小企業・小規模事業者の皆さまを支援するため、信用保証業務以外にも様々な取組を行っています。
詳細は当協会HPをご覧ください。

<https://www.cgc-shiga.co.jp>



保証制度や、様々なイベントなどの最新情報をお届けいたします。

LINE公式アカウント
ID:@cgc-shiga

LINEの友達追加から
右のQRコードを読み取ってください。



問い合わせ 滋賀県信用保証協会

担当部署 保証部 保証第1課:077-511-1321

保証部 保証第2課:077-511-1322

経営支援部 :077-511-1323

〒520-0806 大津市打出浜2-1 コラボしが21 7階・8階



きっかけは、その保証でありたい

滋賀県信用保証協会

